

平成30年7月4日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会  
業 務 部

## 登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関する アンケート結果について（お知らせ）

このたび日本土地家屋調査士会連合会から、別紙のとおり、昨年12月から本年2月にかけて実施された、標記アンケートの調査結果の提供がありましたので、参考までにお知らせ致します。

なお、当該アンケートは、法務省からの依頼に基づき、同連合会を経由して、全国の土地家屋調査士会からそれぞれ6名の会員を抽出して実施されたものであることを、申し添えます。

日調連発第81号  
平成30年7月3日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート  
結果について（参考送付）

客年12月18日付け日調連発第235号をもってご協力いただきました標記アンケートについては、貴会からの回報を法務省民事局民事第二課に提出し、この度、同課から別添の結果報告の提供がありましたので、参考までに送付します。

同アンケートの回答につきましては、ご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

## 登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート結果報告

### 1 アンケートの概要

本アンケートは、オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針（平成26年4月1日各府省情報化統括責任者連絡会議決定）において、オンライン手続の利便性の向上を図るとされていることから、利便性向上に係る一指標として利用者満足度を把握し、今後の取組の参考とするため、主な利用者である資格者代理人に対して実施したものである。

#### (1) 対象

全国の司法書士会からそれぞれ6人に依頼（300人）

全国の土地家屋調査士会からそれぞれ6人に依頼（300人）

#### (2) 実施期間

平成29年12月5日に日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士連合会に依頼し、平成30年2月9日までに回収

#### (3) 内容

別添「アンケート」のとおり

### 2 アンケートの結果

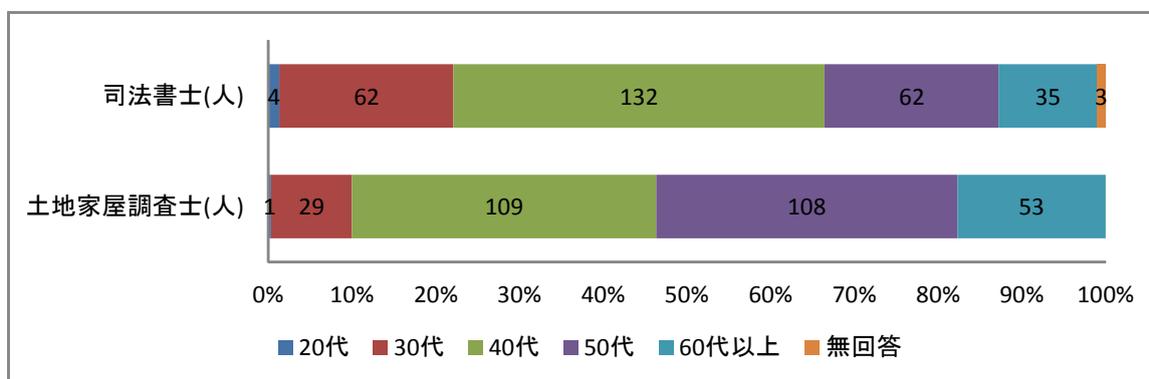
#### (1) 回答人数等について

司法書士 298人

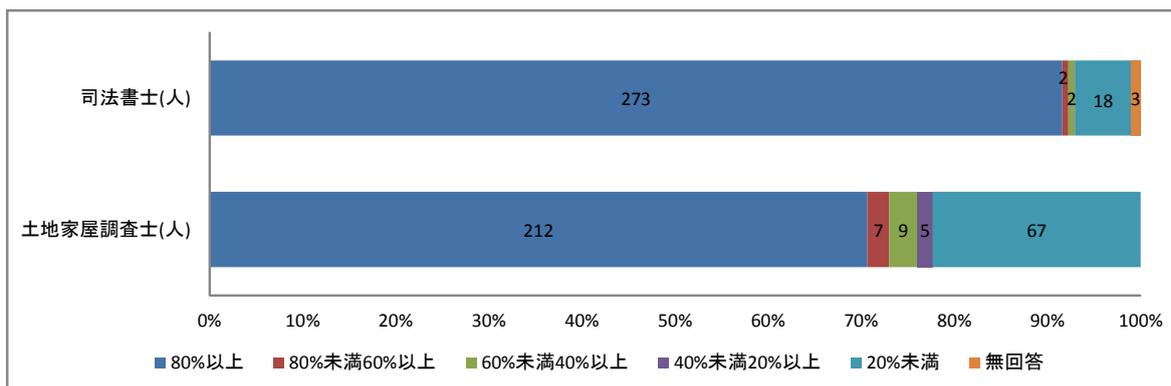
土地家屋調査士 300人

回答者の年齢層としては、司法書士、土地家屋調査士ともに40代が最も多く、次いで司法書士については30代及び50代、土地家屋調査士については50代が多いものとなった。また、回答者のオンライン手続の利用頻度は高く、登記事項証明書についても、登記申請についても、利用頻度80%を超える者が多数を占めるものとなった。

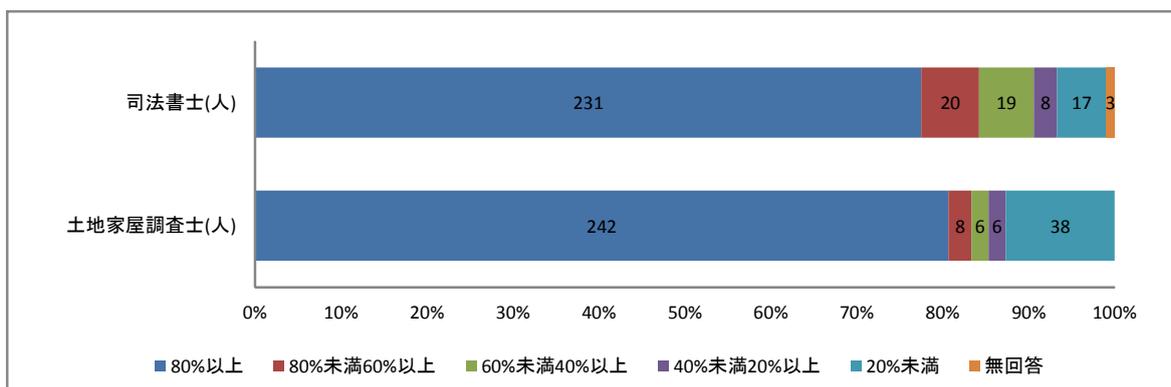
#### ○年齢内訳（問1）



○オンライン手続の利用頻度（登記事項証明書等の交付請求）（問2(1)）



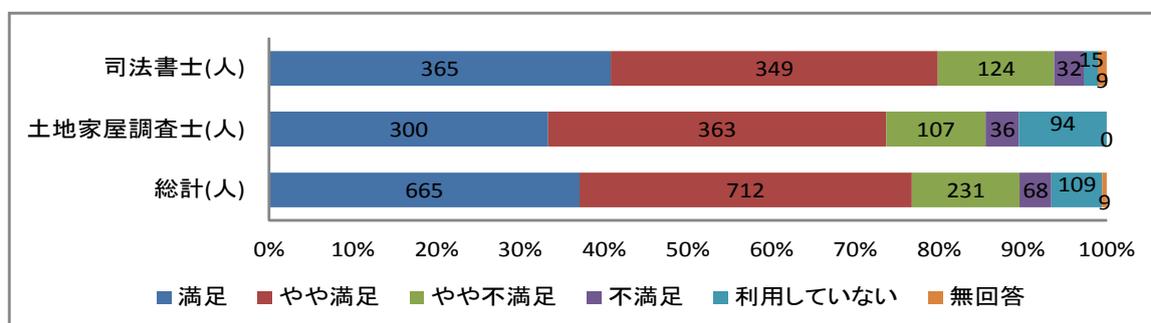
○オンライン手続の利用頻度（登記申請）（問2(2)）



(2) 満足度について（問3）

回答者の登記情報提供サービス，オンラインによる登記事項証明書等の交付請求及びオンラインによる登記申請の満足度に係る回答数を集計した結果，次のとおりとなった。

（参考：平成22年度に「登記情報システム業務・システム最適化計画」の実施評価報告書の作成に際して行った調査結果は76.40%であった。）



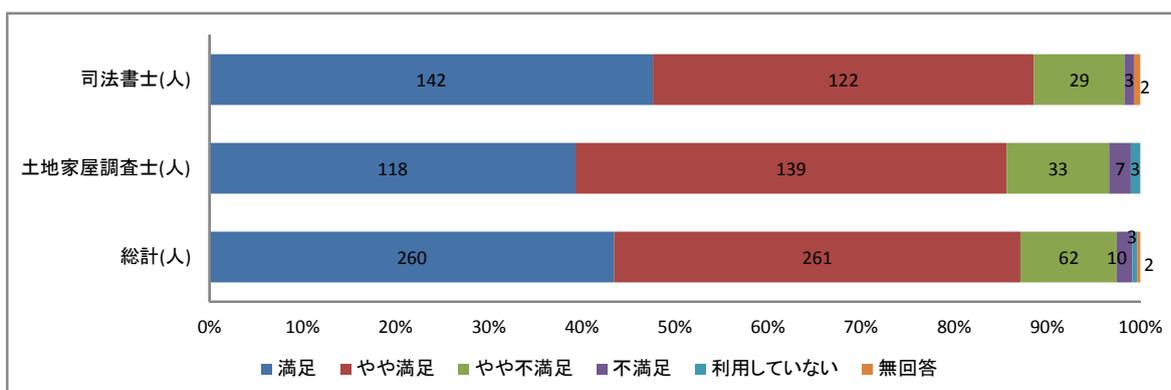
	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
司法書士会	365	349	124	32	15	9	894
土地家屋調査士	300	363	107	36	94	0	900
計	665	712	231	68	109	9	1794
	37.1%	39.7%	12.9%	3.8%	6.0%	0.5%	—

1 + 2 = 1, 377 (a)

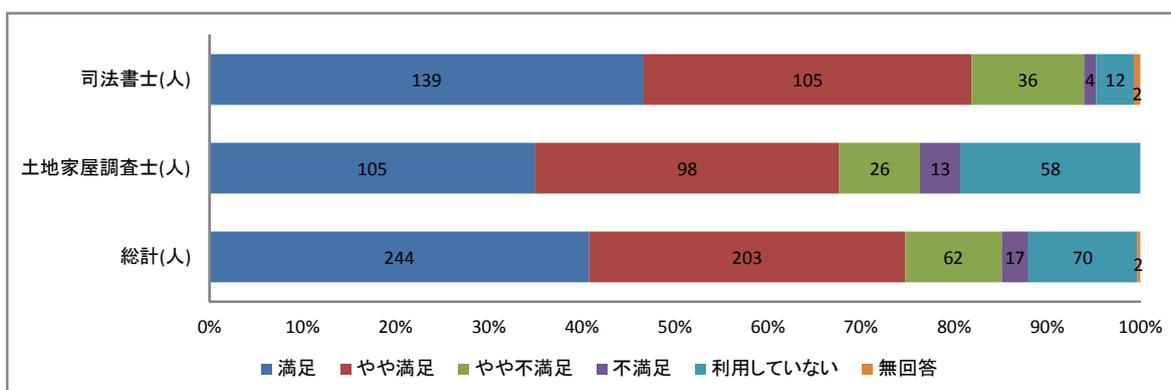
1 + 2 + 3 + 4 = 1, 676 (b)      a / b = 82.16% (満足度)

なお、手続別の回答の内訳は、次のとおりであった。登記情報提供サービスの満足度が最も高く(87.86%)、次いで登記事項証明書の交付請求(84.98%)、登記申請と続いた(73.43%)。

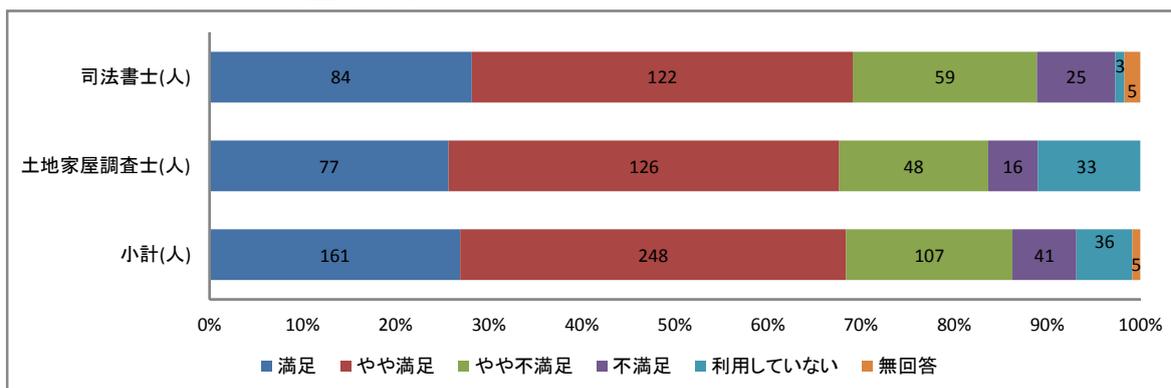
### ○登記情報提供サービス



### ○オンラインによる登記事項証明書の交付請求



### ○オンラインによる登記申請



(3) 自由記述意見について

アンケートの自由記述欄に記載されたもののうち、主な意見については次のとおりであった（満足度を質問した問3及び各手続についてより使いやすい手続にするための意見を求めた問4の自由記述欄に記載された意見についてまとめている（単なる感想を除く。）。文末の（ ）内は、回答者の資格及び当該手続に関する満足度の回答又は手続分類である。）。

ア 登記情報提供サービス（問3(1)、問4(1)）

(ア) 閲覧することができる情報の範囲に関する意見

（問3(1)：制度の利用しやすさに対する回答の理由）

○現在事項・一部事項関連

- ・共有マンションの敷地などデータ量が多い物件の閲覧ができない。（司法書士／問3(1)・やや満足）
- ・持分だけを取得できない。（司法書士／問3(1)・やや満足）
- ・2 現在の情報のみの取得ができない。（司法書士／問3(1)・やや満足）
- ・共有地など登記データの大きな物件の情報が取得できないので、一部事項（持分事項など）窓口と同等の扱いが可能になれば1となる。（司法書士／問3(1)・やや満足）
- ・2. 一部事項証明書を請求できない点（司法書士／問3(1)・不満足）
- ・共有者が多い物件等で、特定の共有者の記録のみ閲覧できれば、なおありがたい。（司法書士／問3(1)・やや満足）
- ・現在事項を取得できない。（司法書士／問3(1)・やや不満足）
- ・一部事項証明等が見れないのが難。（司法書士／問3(1)・やや満足）
- ・現在事項の取得や、共有者指定の取得など、法務局窓口と遜色ない登記情報の取得が出来れば一層良いと思う。（司法書士／問3(1)・やや満足）
- ・登記情報の現在情報のみの提供サービスを追加してほしい。（司法書士／問3(1)・やや満足）
- ・多数者の共有不動産（道路等）について、ある共有者に関する登記手続き中の場合、閲覧ができない。（司法書士／問3(1)・やや不満足）

○閉鎖・改正不適合関連

- ・閉鎖登記簿についてもインターネットで閲覧したい。（司法書士／問3(1)・やや満足）
- ・すぐに確認できるのはいいが、閉鎖登記簿の確認ができない。（司法書士／問3(1)・やや満足）
- ・コンピュータ化前の情報を調べる為、再度法務局へ出向き閉鎖登記簿の調査が時々必要になる。（調査士／問3(1)・やや満足）
- ・コンピュータ化前の謄本や和紙公図も取得できるようにしてほしい。（調査士／問3(1)・やや満足）
- ・閉鎖登記簿や閉鎖図面などが閲覧できると、さらに使いやすいと思う。（調査士／問3(1)・やや満足）
- ・閉鎖謄本が詳しく取れば良い。（調査士／問3(1)・やや満足）
- ・公図も含め、閉鎖された登記記録が容易に閲覧できれば更に使い勝手の良いものと思われる。（調査士／問3(1)・やや満足）
- ・オンラインに移行されていない旧公図、旧登記簿なども司法書士や土地家屋調査士のみ閲覧できるようにできないか。調査業務において、管轄法務局窓口でない取得できない資料が必ずあるため。（調査士／問3(1)・やや満足）

- ・簿冊のものが登録されていないので、見れない。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・事故簿が閲覧できない。(司法書士／問3(1)・やや満足)

#### ○その他

- ・容量が多いものなど、ネットでとれないこともある。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・地積測量図が1事件で膨大な枚数がある場合、取得できない。(調査士／問3(1)・やや不満足)
- ・図面請求の単位が「1事件」となっており、大規模な開発地である場合の分筆測量図面がオンラインでは取得できない。必要なものはそのうちの数枚なのに取得できないというのは利便性を大きく欠く。大規模ゆえに当然請求を希望する者も多いと考えられるので、何とかしていただきたい。(調査士／問3(1)・やや不満足)
- ・取得できる謄本のバリエーションが少ないこと。(司法書士／問3(1)・やや不満足)
- ・法務局にて書面申請によって取得できる証明書の種類より少ないため(共有者に関する部分の情報が請求できない等)。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・すぐに見れるので便利。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・事務所にて最新の情報を閲覧することができる。(司法書士／問3(1)・やや不満足)

#### (問4(1)：より使いやすくするための意見等)

##### ○現在事項・一部事項関連

- ・一部事項(持分事項など)の情報の取得を可能としていただきたい。その際に、関連しない持分の登記によるロックに引っかからないような措置をする必要がある。これは登記事項証明も同様で、そもそも管轄法務局での一部持分にロックをできるシステムにすることが、前提であることは明らかである。(司法書士／問4(1))
- ・一部の共有者の記録のみ表示される機能があると便利。(司法書士／問4(1))
- ・敷地権化されていない区分建物の敷地の登記情報が登記事件処理中のため取得できない場合に、法務局で登記事項証明書を取得しなければならず、不動産取引前に支障が生じることがあるため、共有者に関する証明書が取得できるようにしてほしいです。(司法書士／問4(1))

##### ○閉鎖・改正不適合関連

- ・コンピュータ化前の謄本、旧土地台帳、閉鎖した公図や和紙公図も取得できるようにしてほしい。(調査士／問4(1))
- ・法人登記の閉鎖履歴も追えるようにしてほしい。(調査士／問4(1))
- ・地図管理システム移行前の図面(地図に準ずる図面、一元化前の地積測量図等)も入手できるシステムへ。(調査士／問4(1))
- ・提供サービスに閉鎖旧公図(和紙公図)を含めていただきたいです。(調査士／問4(1))
- ・和紙公図も本サービスで取得できれば更によい。(調査士／問4(1))
- ・事故簿を含め、全ての不動産を閲覧できるようにしてほしい。(司法書士／問4(1))
- ・不動産については、未入力物件(いわゆる事故簿)の検索までできると助かります。(司法書士／問4(1))
- ・いわゆる改製不適合物件についてもPDFファイル等で情報取得できるとよい。(司

法書士／問 4 (1))

- ・コンピューター化する前の閉鎖書類の閲覧もできるようにしてほしい。(調査士／問 4 (1))

○信託・財団関係

- ・信託の利用が増えることを見越すと、信託目録にも対応すべきと考えます。(司法書士／問 4 (1))
- ・工場財団、船舶等数が少ないものもとれるとよい。(司法書士／問 4 (1))

○その他

- ・請求できる情報量の上限をもう少し引き上げてほしい。登記事項証明書等の交付請求にも同様の要望があります。これらの物件は直接登記所に出かけて請求しても「枚数が多くなるため、郵送で請求してください。」と対応されるため、送料の負担が大きい郵送申請を余儀なくされている状況です。(調査士／問 4 (1))
- ・取得できる情報のバリエーションを増やして欲しい。例えば「コンピューター移記前の閉鎖謄本」等が取得できると便利。(司法書士／問 4 (1))

(イ) 情報の精度に関する意見

(問 3 (1) : 制度の利用しやすさに対する回答の理由)

○正確性関係

- ・取得する時間によっては、必ずしも最新の記録ではない。(司法書士／問 3 (1) ・やや満足)
- ・利用時間に制限がある点、誤情報がまれにある点等。(司法書士／問 3 (1) ・やや不満足)

○表示方法関係

- ・使用するブラウザによって照会番号が表示されなかったり、地図の線が薄い。(司法書士／問 3 (1) ・やや満足)
- ・地積測量図、建物図面等時々登録ミスがある。(調査士／問 3 (1) ・やや満足)
- ・地図の線が細い。(調査士／問 3 (1) ・やや満足)
- ・字が小さい。(調査士／問 3 (1) ・やや満足)
- ・印刷したときに文字等が小さいこととその線が細いこと(見づらい)。(司法書士／問 3 (1) ・やや満足)
- ・利便性は高いが、測量図については誤って登録されているものが多々あるため。(調査士／問 3 (1) ・やや満足)
- ・地積測量図がコンピュータ化のため、スキャナーでの読取をされた際、横ノビが起きている。その修正をして欲しい。(調査士／問 3 (1) ・やや不満足)
- ・請求地番とは関係ない地積測量図が取れる場合がある。今一度、地番とのリンク確認を行って欲しい。(調査士／問 3 (1) ・やや不満足)

○その他

- ・非常に便利である。(調査士／問 3 (1) ・やや満足)

(問 4 (1) : より使いやすくするための意見等)

○表示方法関係

- ・インターネットエクスプローラーでも照会番号が表示され、地図の線がはっきり見えるようにして欲しい。(司法書士／問 4 (1))
- ・地積測量図(三斜図面)の精度が悪い図面が多い、対応を検討して欲しい。(調査士／問 4 (1))
- ・地積測量図を請求したとき、スキャン時に傾いたものやスキャン位置がずれて作成年月日が見えない等の事例がありますので、改善を求めます。(調査士／問

4 (1))

- ・測量図の情報漏れ，大量データとして情報化されている図面の改善，休日も利用可能な制度としていただきたい。(調査士/問4(1))

○その他

- ・地図の情報であるが，PDFから元のCADデータに戻せるようにして(cad情報を埋め込んで)ダウンロードできるようにする。そうすると線が細いなどの問題がなくなる。(調査士/問4(1))

(ウ) 操作性の低さに関する意見

(問3(1)：制度の利用しやすさに対する回答の理由)

○請求関係

- ・大量の物件の情報取得の場合，10件までしか選択できない(司法書士/問3(1)・やや満足)
- ・同時に取得できる件数に制限がある(10件)。(司法書士/問3(1)・やや満足)
- ・請求明細の開示期限が3ヶ月であるため，もう少し長くしてほしい。(司法書士/問3(1)・やや満足)
- ・土地建物を一度に請求できない。(司法書士/問3(1)・やや満足)
- ・土地と建物が一括で取得できない。(司法書士/問3(1)・やや不満足)
- ・土地と建物を一度の請求で取得できない。(司法書士/問3(1)・やや満足)
- ・全体としてはやや満足ですが，②土地・建物の一括請求できない点などが，やや不満足な点として挙げられます。(司法書士/問3(1)・やや満足)
- ・土地と建物を同一画面で同時に取れるようにしてほしい。(調査士/問3(1)・やや不満足)
- ・事務所で閲覧できるのはありがたいが，証明の取得が10件単位でしかできなかったり，土地上にある建物の請求が1筆ごとでないとできないなど，不便な点もあるため。(司法書士/問3(1)・やや満足)
- ・事務所から閲覧できることは便利ですが，①24時間閲覧が可能，②土地建物(その土地上の建物)が一度に取得できるようになれば，さらに便利なと思います。(司法書士/問3(1)・やや満足)
- ・地積測量図請求時に1事件別に選択できるようになっているが，その画面で複数選択できるようにしてほしい。(調査士/問3(1)・やや不満足)
- ・おおむね満足しているが，同時に選択できる不動産の数がもっと増えると良い。(司法書士/問3(1)・やや満足)
- ・概ね便利だと思うが，多数の情報を入力する際の手間の軽減が図られればよいと思う。(司法書士/問3(1)・やや満足)
- ・非常に満足しているが，1点だけ，私自身，〇〇県〇〇市の閲覧がほぼ100%です。開くたびに都道府県及び市町村の入力が必要であり若干面倒です。この点を改善して頂ければ・・・。(調査士/問3(1)・満足)
- ・土地からの建物検索指定で検索をする場合，それまで所在指定で入力していたデータが引き継がないので，一から再度入力するのが面倒くさい。(調査士/問3(1)・やや満足)
- ・地番単位で取得できるようにしてもらいたい。(調査士/問3(1)・やや不満足)
- ・大字や小字も入力できるようにしてほしい。(調査士/問3(1)・やや不満足)
- ・共同担保目録を選択して添付できない点に不満がある。(司法書士/問3(1)・やや満足)

○表示・保存方法関係

- ・請求から保存可能まで何度も更新ボタンを押す手間が不要。(調査士/問3(1)・やや満足)
- ・請求後の「表示・保存」が10件ずつしかできないのが不便。(司法書士/問3(1)・やや満足)
- ・50筆まで請求できるようになったが、登記情報の表示・保存については10筆までなので不便です。(調査士/問3(1)・やや不満足)

#### ○その他

- ・国調等がされている広大な土地について、現在分属した形で地図が取得できるが、それプラス全体図(1枚でその形状がわかるようなもの)も一緒に取得できるようにしてほしい。(調査士/問3(1)・やや不満足)
- ・土地建物の一覧検索(ある地番の土地又は家屋番号の建物の登記があるかどうか)結果の画面どおりに印刷ができないこと。(司法書士/問3(1)・やや満足)

#### (問4(1):より使いやすくするための意見等)

##### ○請求関係

- ・一度に10件までしか取得できないのは不便な点だと思います。(調査士/問4(1))
- ・土地と建物を同時に請求できるようにしていただきたい。(例えば、地番1-1の土地と、同所の家屋番号1-1の建物くらいは、同時に請求可能だと嬉しい。)(司法書士/問4(1))
- ・土地、建物同時請求を可能にしてほしい。(司法書士/問4(1))
- ・何番から何番のように範囲指定で請求できるようになるとよい。(調査士/問4(1))
- ・地積測量図を取得する際に、同地番で複数枚存在(分筆等を何度かしているような場合)する時に、同時に取得することができない。同時に取得できるように改善してほしい。(調査士/問4(1))
- ・毎回、県名から選択しないといけないので、よく使う地域を登録できるようなシステムにしてもらえたらよいと思います。(調査士/問4(1))
- ・登記事項等を取得後、続きで同じ所在等で取得したい場合でも、一から入力しなければならない点を改良してほしい。(調査士/問4(1))
- ・添付する共担目録が番号で選択できると便利(司法書士/問4(1))

##### ○表示・保存方法関係

- ・登記情報の一回でのダウンロードの最大数を20~30に増やしてほしい。(司法書士/問4(1))
- ・公図を取得する場合、必ず申請地番が中央に配置されますが、端に配置して取得する範囲を指定できるようにしてほしい。(司法書士/問4(1))
- ・公図境で別図となってしまう事があるが、可能な限り公図を接合してほしい。接合が不可能であれば、近傍に隣接公図を記載してほしい。土地台帳附属地図については、絵図が正しい旨を県市町村へ通達してほしい。(調査士/問4(1))
- ・法14条地図をPDFの他にTIFFでダウンロード出来ればうれしいです。(調査士/問4(1))
- ・14条地図が備付けられている場合は地番による請求方法の他に、地図番号による請求が可能になると便利であると感じる。その際には現在のA3所定の様式ではなくA2等用紙が大きくなって良いのではと感じている。(調査士/問4(1))
- ・地図の閲覧の際、備付縮尺以外の縮尺選択ができると便利である。(調査士/問4(1))

- ・地図の縮尺を変えて出力できると便利。(調査士／問4(1))
- ・公図について、カラーで印刷できると助かります。今の時代に、モノクロは適していないと思います。(調査士／問4(1))
- ・いわゆる公図写をA0・A1・A2サイズで提供して欲しい。アンケートに100パーセントが必要。(調査士／問4(1))

#### ○その他

- ・(次の付番のための)最終枝番の表示・最終家屋番号の表示があると、問い合わせの手間が省けて助かります。(調査士／問4(1))
- ・概ね満足ですが、手数料が発生する前に権利の最終受付年月日を知ることが出来れば、より便利だと思います。(調査士／問4(1))

#### (エ) 検索性の低さに関する意見

##### (問3(1)：制度の利用しやすさに対する回答の理由)

#### ○不動産関係

- ・建物の場合、家屋番号がわからないと使えないので。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・住居表示からの検索機能を追加して欲しい。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・地積測量図等があるはずなのにデータとして登録されていない場合の検索。(調査士／問3(1)・やや満足)
- ・コンピュータ化前の情報を調べる為、再度法務局へ出向き閉鎖登記簿の調査が時々必要になる。(調査士／問3(1)・やや満足)
- ・登記情報提供契約約款第12条の2を根拠に、地番検索中に利用制限され大変困りました。大量の地番検索を行っても利用制限されないよう改善してください。業務上、地図にない地番の調査等のため大量の地番検索を行う必要があります。(調査士／問3(1)・不満足)
- ・隣接地番検索機能の不足。(調査士／問3(1)・やや満足)
- ・操作方法には満足。①家屋番号の表記について 100番2と100番の2がいずれも100-2と表記されるため、課金してPDFを閲覧してみないと内容が家屋番号が特定できない。表示方法を改善してほしい。②土地の所在検索の不具合について 不動産請求画面の「地番・家屋番号一覧」画面の検索結果が100件以上表示されないため、枝番がその地番までしか存在しない様に見えてしまい、トラブルの原因となった。例) 鹿児島県日置市伊集院町麦生田823 で検索すると検索結果の823-105が最終行となる 実際は、823番118まで存在するため、2ページ目に遷移するか、「枝番が100件以上存在します」等のメッセージを表示すべき。おそらく内部SQL文にTOP100が記載されていて、100件以上の検索結果が出た場合の画面設計が考慮されていない。(調査士／問3(1)・やや満足)
- ・①〇条〇丁目を選択する際に、数字の順番ではなく50音別で並んでいる所から探し出して入力しなくてはならないため、検索し難い。②〇条〇丁目の次に〇条△丁目の土地を検索したい場合に、所在の入力が最初からやり直しになるのが煩わしい。③請求方法を「所在指定」として検索した後に、「土地からの建物検索指定」に切り替えた場合に、所在の入力が最初からやり直しになるのが煩わしい。(調査士／問3(1)・やや不満足)

#### ○商業・法人関係

- ・法人登記の検索で、検索条件をうまく選択しないと「該当なし」となってしまうところなど改善の余地あり。(司法書士／問3(1)・満足)

- ・会社の検索の際に手間取ることがある。それ以外は満足。(司法書士／問3(1)・不満足)
- ・客とともに登記事項を確認できる。まれに会社が存在するのにヒットしない。(司法書士／問3(1)・満足)
- ・時々、該当物件・法人があっても該当なしとなり閲覧できないときがある(理由不明)。該当なしではなく、閲覧できない理由をもっと詳細にしていきたい。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・農業協同組合等の法人の登記情報が検索しにくいから。(司法書士／問3(1)・やや不満足)
- ・商業登記で、実在する法人が記録なしと表示されるため検索機能を向上してほしい。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・法人等の情報閲覧において、商号検索がうまく出来ないことがある。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・法人の種別によっても、組合等特殊な法人は検索がうまくいかない場合がある。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・商業法人登記を商号で検索してもヒットしないものがある。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・商業登記情報の検索がうまくヒットしないことがある。(司法書士／問3(1)・やや不満足)
- ・会社、法人の検索で、法人名で検索できないケースが良くある。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・概ね満足しているが、商業法人登記情報についての法人特定が困難な場合があり検索方法等、改善してほしい。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・会社法人の登記情報について、①市町村まで指定させられるのに、検索すると他の市町村も含めて候補が出てくる。②会社以外の法人(農協や信用金庫、信用組合など)がとても検索しづらい。該当無し、あるいはなかなか検索がヒットしないので、急いでいるときは本当に腹が立つ。(司法書士／問3(1)・やや不満足)
- ・法人検索でヒットしない時がある、信用金庫、労働金庫等。(調査士／問3(1)・やや満足)
- ・法人で「〇〇信用金庫」などの取得の際に〇〇には地名が入ることが多く、多数の法人が引っかかってしまう。(司法書士／問3(1)・やや不満足)
- ・**共通**
- ・便利ではあるが、もう少し操作性が上がるとなお良い。(司法書士／問3(1)・やや満足)

#### (問4(1)：より使いやすくするための意見等)

##### ○不動産関係

- ・住居表示から地番・家屋番号が分かるようになると良い。あわせて、マンションの部屋番号から家屋番号が分かるようなシステムがあると良い。共有地(敷地権になっていないマンション敷地等)などの特定の持分権者の情報だけが閲覧できると良い。(司法書士／問4(1))
- ・土地改良などが行なわれて、地番が変更になったときに、旧地番の家屋番号で現存した建物が検索結果に反映されなかったことがある。不動産番号が判明していたので良かったのだが、あやうく登記記録を見過ごすところであった。(司法書士／問4(1))
- ・家屋番号、地番等が不明な時に、法務局に尋ねなくてもわかることができるとな

- おさら使いやすい。会社番号がわかenらなるときに、法人の名前を入れてもなかなかヒットしないときがあるので、そこの改善があるといい。(司法書士／問4(1))
- ・「地番家屋番号検索」時、地番に「イ」「ロ」等があると範囲指定検索ができない山地番、耕地番のある場合、非常に検索しづらい料金が高い。(司法書士／問4(1))
  - ・地番検索サービスで私道まで判ると非常に助かります。(司法書士／問4(1))
  - ・何区何番事項の情報も取れると便利。地番検索サービスの対象地域を拡大して欲しい。
  - ・地番検索サービスの範囲を広げて欲しい。(調査士／問4(1))
  - ・地番検索サービスの範囲を拡大してほしい。(調査士／問4(1))
  - ・検索機能の充実化(例えば、マンション等で家屋番号と部屋の号室が異なる場合の検索。地図を取得する際に民間のゼンリン地図のサービスと同等の画面上である程度確認できる機能。)(司法書士／問4(1))
  - ・登記中の物件が分かるページ、もしくは範囲検索等で登記中の物件は地番が赤色になる等、の機能があるといいかなと思う。現在のシステムだと、情報を取得してみてエラーが出ないと登記中か分からないから。(司法書士／問4(1))
  - ・建物について、家屋番号での検索ではなく、底地上の建物が検索したい。家屋番号が現行法に基づかない場合に検索ができない。また、土地建物ともに事故簿が存在する検索結果が欲しい。(調査士／問4(1))
  - ・隣接地番検索機能の追加を希望。(調査士／問4(1))
  - ・繰り返しますが、大量の地番検索を行っても利用制限されないよう改善してください。地図にない地番の調査を漏らしてしまう可能性があります。仮に利用制限を行う場合その条件を明確にしてください。(調査士／問4(1))
  - ・所有者名による名寄せが出来たらありがたいです。(調査士／問4(1))
  - ・所在を入力するのに都道府県から選択させているが、ほとんどの方は同一県、あるいは同一市の所在を多く利用するので、市単位で固定できるようにしてほしい。毎回都道府県から選択するのが非常に面倒だ。(調査士／問4(1))

#### ○商業・法人関係

- ・まれに、会社が存在するのに、ヒットしない。(司法書士／問4(1))
- ・商業登記の会社名に外字が入っていると商号で検索できないのはどうにかできないか。外字候補含めて選択候補(外字部分は黒塗りでもいい)にあげてほしい。(司法書士／問4(1))
- ・会社・法人登記の件作成を改善されたい。本店所在地の市町村での指定ができない点(実質、管轄ごとの為、エリアが広がる)、該当100件以上では表示されない点。検索結果に表示されない法人(協会等)がある点。(司法書士／問4(1))
- ・②「該当する会社・法人等が100件以上ある又は300件を超える」場合も検索結果をすべて表示してください。(司法書士／問4(1))

#### (オ)利用者登録手続等の煩雑さや制約に関する意見

##### (問3(1):制度の利用しやすさに対する回答の理由)

#### ○パスワード変更関係

- ・パスワードの管理が面倒(変更を要するため)。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・休日等、利用できない日がある。また、パスワードを頻繁に変更する必要がある。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・パスワードの更新期間が短い。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・パスワードの変更を定期的に変更してくださいは不要です。(調査士／問3(1)・

やや満足)

**(問 4 (1) : より使いやすくするための意見等)**

**○パスワード変更関係**

- ・パスワードの更新は選択制にしてほしい。閉鎖登記簿がある場合は、その旨の表示をして欲しい。(調査士/問 4 (1))
- ・銀行だってやってないパスワードの変更の強要はやめて欲しい。管理上、大迷惑。(調査士/問 4 (1))

**○ログイン関係**

- ・ログイン不要にする(都度の課金にする等)。(司法書士/問 4 (1))

**(カ) 利用時間の短さに関する意見**

**(問 3 (1) : 制度の利用しやすさに対する回答の理由)**

**○利用日・利用時間関係**

- ・概ね満足。改善希望点は土日祝日の利用。直近の業務終了時点のデータで、利用できるようにしてほしい(司法書士/問 3 (1)・やや満足)
- ・土日・祝日も含め、24時間稼働してほしい。(司法書士/問 3 (1)・やや満足)
- ・土日祭日等に、利用できないこと。当該日に事務所に来た依頼者・相談者に迅速対応したい。(司法書士/問 3 (1)・やや不満足)
- ・平日はよいが、土日祝日に閲覧できないため。(司法書士/問 3 (1)・やや不満足)
- ・24時間、365日使えるようにしてほしい。(司法書士/問 3 (1)・やや不満足)
- ・利用時間の拡大。24時間365日の稼働。(調査士/問 3 (1)・やや不満足)
- ・土曜日、日曜日もふくめて24時間稼働を希望します。(調査士/問 3 (1)・やや満足)
- ・24時間365日利用できない点(司法書士/問 3 (1)・不満足)
- ・閲覧できる時間帯を伸ばしてほしいです、できれば24時間。(司法書士/問 3 (1)・やや満足)
- ・可能であれば、利用可能時間や土日祝日の利用も行なってほしいから。(司法書士/問 3 (1)・やや満足)

**○利用時間(24時間を除く。)関係**

- ・開始時間を8時からにして欲しい。また、せめて土曜日の8時30分~17時の運用をして欲しい。(調査士/問 3 (1)・やや満足)
- ・利用時間を少し早く朝7時から利用可能にしてほしい。(調査士/問 3 (1)・やや満足)
- ・インターネットで取得出来るのは便利だが、土日・祝日、時間外に利用出来ないのがやや不便。(調査士/問 3 (1)・やや満足)
- ・全体としてはやや満足ですが、①休日や早朝に利用できない点などが、やや不満な点として挙げられます。(司法書士/問 3 (1)・やや満足)
- ・利用時間の制約。(司法書士/問 3 (1)・やや満足)
- ・利用時間に制限がある。(司法書士/問 3 (1)・やや不満足)

**(問 4 (1) : より使いやすくするための意見等)**

**○利用日・利用時間関係**

- ・土曜、日曜等も利用出来たらありがたい。(調査士/問 4 (1))
- ・一日24時間、一年365日使えるようにしてほしい。(司法書士/問 4 (1))
- ・土曜日・日曜日の利用ができれば助かります。(以前あった月1回の土曜閲覧制度は知らなかったし、月1回での普及は難しい思います。)(調査士/問 4 (1))
- ・①サービス提供時間を拡大してください。(司法書士/問 4 (1))

- ・閉庁後や休日にも閲覧できるようにしてほしい。(司法書士／問4(1))
- ・土日や早朝・深夜でも閲覧できるようにしていただくとさらによい。(司法書士／問4(1))
- ・平日土日祝日問わず24時間閲覧できるのが理想です。また、利用明細照会を過去1年分できるようにしていただきたいと思います。(司法書士／問4(1))
- ・金曜午後5時15分現在の情報でよいので、土日にも閲覧できればなおよい。(司法書士／問4(1))
- ・24時間365日利用可能にしてほしい。(調査士／問4(1))
- ・土日の利用ができれば、不動産登記の活性化に繋がると思います。(調査士／問4(1))
- ・土日祝日も利用可能になれば、資格者代理人だけでなく、一般の方々の普及率向上にもつながるのではないのでしょうか。(調査士／問4(1))

**○利用時間（24時間を除く。）関係**

- ・朝早くから調査出来る様にして欲しい。(調査士／問4(1))
- ・平日は夜9時までではなく、少なくとも午前0時まで利用できるようにするとともに、土日祝日も利用できるようにしていただきたい（24時間、365日利用できるようにしていただきたい。）。(司法書士／問4(1))

**(\*) その他**

**(問3(1)：制度の利用しやすさに対する回答の理由)**

**○手数料・納付方法関係**

- ・オンラインとそれ以外の交付請求の金額が違うのは不合理。(司法書士／問3(1))
  - ・やや満足)
- ・少し料金が高い気がします。(調査士／問3(1)・やや不満足)
- ・所有者事項を使用する場面が見当たらず、その情報量にしては費用が高すぎる。(司法書士／問3(1)・やや不満足)
- ・クレジットカード以外の支払方法があると良い。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・請求明細の開示期限が3ヶ月であるため、もう少し長くしてほしい。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・一度閲覧した場合で再度閲覧するときに長期間経過していると費用がかかってしまう点については改善してほしいと思います。(司法書士／問3(1)・やや満足)

**○その他**

- ・登記の証明書として使用することを認めていない機関があるため。(司法書士／問3(1)・やや不満足)
- ・行政においては正式な書面と認めていないところもあり、利用できない場合がある。
- ・照会番号制度があるにもかかわらず、認証文付の登記事項証明書を要求する市町村がある。(調査士／問3(1)・やや満足)
- ・窓口で、職員ができることと同等の機能があればよりいいと思う。(司法書士／問3(1)・やや満足)
- ・申請書ソフトへの自動読み込み機能が欲しい。(調査士／問3(1)・やや満足)
- ・申請物件の請求前にイメージ図表示が欲しい(公図・測量図)。(調査士／問3(1)・やや満足)

**(問4(1)：より使いやすくするための意見等)**

**○手数料・納付方法関係**

- ・手数料を安くしてほしい。(司法書士／問4(1))

- ・もう少し手数料を安くして欲しい。出来れば金額は100円、50円単位の数字にして欲しい。(司法書士/問4(1))
- ・手数料の大幅引き下げをお願いしたい。(少なくとも半額以下)(調査士/問4(1))
- ・電子マネーによる決済の導入。(調査士/問4(1))
- ・クレジットカード以外の支払方法があると良い。(司法書士/問4(1))

#### ○その他

- ・月ごとの利用状況・金額がデータとして提供されると、確定申告などの手続きが楽になると感じる。また、固定資産税の評価額が登記情報とセットで提供されると便利な気がする。登記に必要な情報は可能な限りリンクさせた方がいいのではないだろうかと考えている。(司法書士/問4(1))
- ・全官庁にて登記事項証明として正式に扱えるように周知して欲しい。(司法書士/問4(1))
- ・形式的でよいので、法務局印が欲しい。(司法書士/問4(1))
- ・オンラインにおいても認証文を付与していただきたい。(調査士/問4(1))
- ・モバイル(スマートフォン)対応のホームページを用意してほしい。(調査士/問4(1))
- ・マイページへの保存期間の延長。(司法書士/問4(1))
- ・マイページ中、最新表示をクリックするとチェックボックスまでも更新され、どれを保存しなければいけなかった分からなくなる時が多々ある。また、地番検索サービスに建物が無い土地の地番も記載あると助かる。(調査士/問4(1))

#### イ オンラインによる登記事項証明書等の交付請求(問3(2), 問4(3)(5)(6))

##### (ア) 取得の対象の範囲や方法のわずらわしさに関する意見

##### (問3(2): 制度の利用しやすさに対する回答の理由)

##### ○請求方法関係

- ・専門家が継続して利用する分には不便は特にありません。しかし一般の方が必要あるときにだけ利用する場合、最初の登録等が煩雑であるため、オンラインは利用せず、結局法務局やサービスセンターに行くか、郵送請求しなければなりません。(司法書士/問3(2)・やや満足)
- ・マンションの底地等、何区何番事項証明書の請求ができない。(司法書士/問3(2)・やや満足)
- ・商業登記事項証明書の一部事項請求など、請求が難しい場合がある。(司法書士/問3(2)・やや満足)
- ・一度に10件しか取得できない。途中で戻ると、入力したものが消えるのを何とかして欲しい。(司法書士/問3(2)・やや満足)
- ・共有者が多い土地などの場合に、ある共有者のみの登記事項証明書の請求ができないため。(司法書士/問3(2)・やや不満足)
- ・測量図等を請求する場合、登記年月日かIDを指定しないと取得できない点(登記記録の登記年月日と図面の登記年月日がなぜか一致していない場合もある)。登記情報を利用する場合には、必要な図面の一覧から選べるので、同じようにして欲しい。(司法書士/問3(2)・やや不満足)
- ・現在、印鑑証明申請は、代表者の電子署名もなければ、オンライン申請ができない。資格者代理人の電子署名を付与し、代表者の登記所への届出印を押印した委任状をPDF化し送信するオンラインによる印鑑証明申請を認めてもらいたい。(司法書士/問3(2)・やや不満足)

- ・一度に請求できる筆数に制限を設けないでほしい。(調査士/問3(2)・やや不満足)

#### ○請求対象関係

- ・法務局にて書面申請によって取得できる証明書の種類より少ないため(共有者に関する部分の情報が請求できない等)。(司法書士/問3(2)・やや満足)
- ・コンピュータ化前の謄本や和紙公図も取得できるようにしてほしい。(調査士/問3(2)・やや満足)
- ・コンピューター前の閉鎖謄本もオンライン請求できるようになればなお良い。(司法書士/問3(2)・やや満足)
- ・14条地図地域に伴う基準点成果の交付ができれば良いと考える。(調査士/問3(2)・やや満足)

#### (問4(3)：登記事項証明書等(不動産)に対するより使いやすくするための意見等)

#### ○請求方法関係

- ・共有持分のみの証明書(所謂、何区何番事項証明書)が取得できるようシステムを改良して欲しい。これを取得する為には、登記所に赴き待たなくてはならないので。(司法書士/問4(3))
- ・めったにないが、50筆以上の物件でも1回の請求で取れたら便利だと思います。また、請求する前に、共同担保目録付きだと〇〇ページ、なしだと××ページというようにページ数が分かたら便利かな？(司法書士/問4(3))
- ・1. 請求後、料金納付可能になるまでの時間を早くして欲しい。2. 複数請求の場合、証明書の種類、請求の対象、通数などを一括して選択・入力できるようにして欲しい。(司法書士/問4(3))
- ・土地・建物の証明書を同時に取得したい。(調査士/問4(3))
- ・測量図取得でID番号を入力するのが億劫。同じ地番の地積測量図を時系列で複数枚取得したい。(調査士/問4(3))
- ・以前からの問題点である地積測量図や地図等図面類についてのプリントアウト時の誤差を解消してほしい。解消されていない。場合によっては誤差が大きすぎて使えない。解消できなければ、地図はデータでもらえないか？(調査士/問4(3))
- ・公図・地図を取得する場合には、プレビューの確認等により交付の範囲を確認したい。(調査士/問4(3))
- ・以前、学術用に六本木ヒルズ森ビルの建物図面を請求したがデータ量の上限に引っかかりエラーとなった。全国には情報量が5メガを超える物件が多数存在する以上、バックボーンの更新に併せて可及的速やかに情報量の上限も緩和いただきますようお願いいたします。(調査士/問4(3))

#### ○請求対象関係

- ・事故簿を早期解消し、全物件利用可能にしてほしい。(司法書士/問4(3))
- ・コンピュータ化されていないものは、登記情報も取得できず、登記事項証明書の請求も登記申請もオンラインではできませんでした。システムのことはよくわかりませんが、登記事項証明書の請求くらいはオンラインでできると良いです。(司法書士/問4(3))
- ・閉鎖測量図を取得したい。(調査士/問4(3))

#### (問4(5)：登記事項証明書等(商業・法人)に対するより使いやすくするための意見等)

#### ○請求方法関係

- ・請求から料金のオンライン納付まで若干の待ち時間がある。(司法書士/問4(5))
- ・一部事項証明の取得の際に、窓口では特定の支配人のみの記載等ができるが、オ

ンラインではできない。窓口でできることは、オンラインでもできるようにしていただきたい。(司法書士／問4(5))

- ・請求したいものと違うものが発行されていることがあるが、請求の段階ではそれが分からない。事前に確認できるようなシステムがあればよいと思う。(司法書士／問4(5))
- ・意図しないところで、登記事項証明書等のページ数が多くなることがあるので、事前に申請しようとする証明書では何ページになるのか、ページ数等がわかるとありがたい。(ページ数が多ければ代表者事項証明にしたり、現在事項のみの表示にしたり…)(司法書士／問4(5))
- ・現在事項はよいが、履歴事項、代表者事項等は受付までの時間が20分以上かかることが多いので、改善して頂きたい。(司法書士／問4(5))

#### ○請求対象関係

- ・閉鎖事項の証明書もオンラインで請求できるようにして欲しい。(司法書士／問4(5))
- ・閉鎖登記簿にも対応していただけると助かる。(調査士／問4(5))

#### (問4(6)：登記事項証明書等(成年後見)に対するより使いやすくするための意見等)

#### ○請求方法関係

- ・個人の電子署名だけでなく、司法書士電子署名を付与することでも証明書の請求ができれば、より便利になると思う。(司法書士／問4(6))
- ・司法書士の利用が見込まれると思うが、司法書士の電子証明書では利用できないという点がどうしてもネックになると思われるので、改善をいただきたい。(司法書士／問4(6))
- ・代理人による申請の場合は、委任状に代わる電子データに委任者が電子署名を付した添付情報を併せて送信しなければならないのでオンライン申請がほぼできない。委任状や戸籍類をPDFで添付でもよいならばオンライン申請しやすくなると思う。(司法書士／問4(6))

#### (イ) 受取や郵送の制約に関する意見

#### (問3(2)：制度の利用しやすさに対する回答の理由)

#### ○送付方法関係

- ・郵送される際に、登記事項証明書が折りたたまれて送付される。依頼者に渡すときは折り目のないものが良い。(司法書士／問3(2)・不満足)
- ・申請自体はほぼオンラインで行っておりますが、受取は窓口受け取りにしています。というのは、郵送での受け取りにすると、登記事項証明書が三つ折りで送られてくると聞いたからです。折り目の付いた登記事項証明書をお客様に納品するのはいかなものかと思しますので、この点对応していただければ非常に助かります。(司法書士／問3(2)・不満足)
- ・郵送を必ずA4サイズのまま、折らずに送付頂きたい。(調査士／問3(2)・やや満足)
- ・謄本に折り目がついてしまうので、お客様に渡すときに印象が良くない。(調査士／問3(2)・やや不満足)
- ・操作方法、利用のしやすさには満足。できれば、登記簿謄本は折らずに提供してほしい。現在は3つ折りで郵送されてくる。お客様への納品物である登記簿謄本に折り目が入っているのは好ましくない。折り目無しを希望する場合は料金を増額してもらっても構わない。(調査士／問3(2)・やや満足)

#### ○送付期間関係

- ・郵送ならプラス1日掛かるし、近くに法務局があるならわざわざネット申請する必要はなく窓口申請の方が早い。(司法書士／問3(2)・やや不満足)
- ・請求して、ものが到着するまでに2・3日かかるようでは、微妙。インターネットで注文したものは、在庫がある限り、即日配送手配で、翌日到着の時代。郵送請求と1日・2日ぐらいしか変わらない。(調査士／問3(2)・やや不満足)
- ・法務局で待たずに受け取れる点には感謝ですが、郵便にした場合のタイムロスが満足度を下げています。納付後にコンビニで受け取れば良いと思います。(調査士／問3(2)・やや満足)
- ・オンライン申請→手数料の電子納付まではスムーズだが、法務局での証明書の発行に時間がかかることがある。(司法書士／問3(2)・やや満足)
- ・窓口にて請求するよりも時間がかかる印象がある(後回しにされている?)。(調査士／問3(2)・やや満足)

#### ○受領方法関係

- ・申請後、受付番号の入った書面を持参しなければならないが、書面なしでも取得できるようになるといい。(司法書士／問3(2)・やや満足)
- ・不便な点 ・結局、登記所に印刷物を持参することが必要となる点。(出先のモバイルPCで申請を行って受領をしようと思ってもプリンターも持参していないと困る。)(司法書士／問3(2)・やや不満足)
- ・オンライン請求及び納付後の受取法務局の訂正を行えるようにしていただきたい。(調査士／問3(2)・やや満足)

#### ○その他

- ・登記所に行くことなく取得できるのは良いが、すぐに取得する(オンライン取得等)方法がほしい。(調査士／問3(2)・やや満足)

### (問4(3)：登記事項証明書等(不動産)に対するより使いやすくするための意見等)

#### ○送付方法関係

- ・郵送受取りの際に、登記事項証明書を折らないで送ってほしい。(司法書士／問4(3))
- ・筒状にする等、公函等を折り曲げないで送付してほしい。(調査士／問4(3))
- ・別料金でも構わないので、折り目のない証明書がもらえると有難いです。(調査士／問4(3))
- ・枚数が少ないと折りたたんで郵送されるが、折らずに大きい封筒で郵送して欲しい。(司法書士／問4(3))

#### ○送付期間関係

- ・17時までに請求した登記事項証明書等は、その日のうちに郵便もしくは宅配に依頼し、翌日郵送として欲しい。(多少の費用負担は選択できるようにすれば良いと思う)(調査士／問4(3))
- ・郵送請求で何時までに手続きを終了すればその日に投函してくれるのか各局、支局でバラバラなので統一してほしい。処理の早い支局に請求が集中する。(調査士／問4(3))
- ・早い時間に郵送申請したのに翌日に届かないことがたまにある。何時までに申請・納付すれば、その日の取り扱いで発送されるのか明確にして欲しい。(司法書士／問4(3))

#### ○受領方法関係

- ・申請後、受付番号の入った書面を持参しなければならないが、書面なしでも取得できるようになるといい。(司法書士／問4(3))

- ・窓口で受け取る際提供する法務大臣が定める情報は、その内容が確認できれば書面形式である必要はないはずであるが、実際は書面形式を要求される。書面でなくスマホ・タブレット等の画面を見せることにより確認できる方法があれば良い。(司法書士／問4(3))
- ・窓口で受け取る場合、窓口提出用紙がなくても、運転免許証等の身分証明だけで受け取れるようにしてほしい。(外出先から直接法務局によって受け取ることができないので不便)(司法書士／問4(3))
- ・おおむね満足していますがあえて言えば、「遠方の法務局」に対してオンライン登記申請後、登記事項証明書等を間違えて「窓口での受け取り」にして申請して、気付かずそのまま納付までしてしまったとき、訂正(窓口の法務局では破棄した上で、当職の近くの法務局の私書箱に振り替え)させてもらえると助かります。
- ・市町村出先機関やコンビニで受け取れば良いと思います。(調査士／問4(3))
- ・窓口交付の際、紙印刷し引き換え証としているが、申請番号等の提供(ペーパーレス化)になると利便性が上がると思います。(調査士／問4(3))
- ・オンライン請求及び納付後の受取法務局の訂正を行えるようにしていただきたい。(調査士／問4(3))

#### ○その他

- ・資格者代理人事務所において登記事項証明書が発行できれば、オンライン化が更に進んだ先の将来の法務局の統廃合時に国民の利便性が損なわれずスムーズに移行できるのではないか？(司法書士／問4(3))

#### (問4(5)：登記事項証明書等(商業・法人)に対するより使いやすくするための意見等)

##### ○送付方法

- ・郵送受取りの際に、登記事項証明書を折らないで送ってほしい。(司法書士／問4(5))
- ・別料金でも構わないので、折り目のない証明書がもらえると有難いです。(調査士／問4(5))

##### ○受領方法

- ・申請後、受付番号の入った書面を持参しなければならないが、書面なしでも取得できるようになるといい。(司法書士／問4(5))

#### (問4(6)：登記事項証明書等(成年後見)に対するより使いやすくするための意見等)

##### ○受領方法

- ・東京法務局以外の本局等で郵送によらず直接受領できるようにしてほしい。(司法書士／問4(6))
- ・すべての法務局で取得可能にしてほしい。(司法書士／問4(6))
- ・東京法務局からの郵送だけでなく、近くの法務局での受領も可能にしてほしい。(司法書士／問4(6))
- ・東京以外の法務局でも郵送による交付請求を可能にして欲しい。(司法書士／問4(6))
- ・支局でも窓口交付できるようにしてほしい！！建設業の許可など、成年後見制度を利用していない人も「登記されていないことの証明」を取得する場面が多いから。(司法書士／問4(6))
- ・事務所と自宅が別だと、オンラインで取得できないのを改善してほしい。(司法書士／問4(6))

##### ○送付先

- ・後見人の住所ではなく事務所に郵送交付できるようにしてほしいです。(司法書

士／問 4 (6)

**(ウ) 検索性の低さに関する意見**

**(問 3 (2) : 制度の利用しやすさに対する回答の理由)**

- ・地積測量図の請求時にエラーが多く、利用できないことがある。(調査士／問 3 (2) ・やや不満足)
- ・図面情報申請の登記年月日、ID 記載について再度、オンライン検索で調べるため面倒。(調査士／問 3 (2) ・やや満足)

**(問 4 (3) : 登記事項証明書等 (不動産) に対するより使いやすくするための意見等)**

- ・地積測量図、建物図面を取得する際、登記年月日か事件IDを入力しなければなりません。調べるの煩わしいので、入力しなくても図面を取得できるようにしてほしいと思います。(司法書士／問 4 (3))
- ・インターネット住宅地図を見ながら地番を探せるようなサービスがあるとよいと思います。また、古い町名地番や行政区画でも検索できるような仕組みがあればより便利に感じます。(司法書士／問 4 (3))
- ・分筆申請において、枝番が多い筆の最終地番の確認ができないので不便を感じました。(調査士／問 4 (3))
- ・図面情報請求時に、登記完了の通知があった日で申請すると、登記完了日が相違するため却下される。オンライン検索で分筆後の新地番で申請する場合 ID 番号も入力されると良いと思う。(調査士／問 4 (3))

**(問 4 (5) : 登記事項証明書等 (商業・法人) に対するより使いやすくするための意見等)**

- ・会社法人情報を取得する際に法人を検索する場合、検索しても出てこない場合が多いので改善してほしいと思います。(司法書士／問 4 (5))
- ・会社・法人検索で商号・名称／ヨミカナで検索してもヒットしない法人があるので、改善してほしい。(司法書士／問 4 (5))
- ・他管轄へ本店移転し、その後商号変更した場合など、当該法人を追えないことがあるので紐づけるなどして謄本取得できるようにしていただきたい。(司法書士／問 4 (5))
- ・法人名の検索ができないことがある。(調査士／問 4 (5))
- ・会社法人等番号以外の方法で株式会社以外の法人(協同組合など)の検索をしても、一発でうまくいったことがない。(調査士／問 4 (5))

**(問 4 (6) : 登記事項証明書等 (成年後見) に対するより使いやすくするための意見等)**  
特になし。

**(エ) 手数料の納付の制約に関する意見**

**(問 3 (2) : 制度の利用しやすさに対する回答の理由)**

**○納付方法関係**

- ・オンライン決済が 1 申請ごとになるので煩わしいと感じる時がある。(司法書士／問 3 (2) ・やや不満足)
- ・手数料の電子納付手続きがわずらわしい。法務局で印紙納付も可としてほしい。(司法書士／問 3 (2) ・やや満足)
- ・手数料の電子納付ができるまでに少し時間がかかることがある。(司法書士／問 3 (2) ・やや満足)
- ・クレジットカードでの支払いができないため。(司法書士／問 3 (2) ・やや不満足)
- ・事前に書類の作成を依頼できるので登記所での手続きがスムーズになるが、オンラインでの銀行決済が煩雑。クレジットカード等からの支払いができるようにしてもらえるとありがたい。(司法書士／問 3 (2) ・やや満足)

- ・毎回法務局に取りに行っておりますが、待ち時間なく受け取れるので、良いと思います。電子納付により手数料を納付しておりますが、受付から納付金額確定までの時間が短縮できるとさらに良いと思います。(調査士/問3(2)・満足)
- ・即時決済ができるネットバンク等のみならず登記提供サービスと同じくクレジットでの決済がほしい。(調査士/問3(2)・やや満足)
- ・手数料の支払いで金融機関の種別選択、金融機関の頭文字選択、金融機関名選択等の選択が多いので面倒である。支払う金融機関はほぼ一緒なので登録できるようにするか、又は登記情報提供サービスのようにクレジット決済できるようにして欲しい。(調査士/問3(2)・やや満足)
- ・都度支払いの必要がある点について、多少不便を感じる。(月毎等一括請求であれば尚利用し易いと思う。)(調査士/問3(2)・やや満足)

**(問4(3)：登記事項証明書等(不動産)に対するより使いやすくするための意見等)**

**○納付方法関係**

- ・かんたん証明書請求の一請求あたりの物件数の上限を増やしてほしい。また、登記情報提供サービスのように月毎にまとめてクレジットカードによる支払等ができる就非常便利である。(司法書士/問4(3))
- ・利用料金の支払いを登録したクレジットカードから自動決済できるようにしてほしい。(司法書士/問4(3))
- ・手数料のクレジットカード決済が出来れば良いと思う。(調査士/問4(3))
- ・クレジットカードや電子マネー決済を可能にしてほしい。(調査士/問4(3))
- ・17:15以降の請求後は、電子納付が翌日になるのを解消してほしい。(調査士/問4(3))
- ・窓口交付の場合の印紙による手数料納付。(司法書士/問4(3))

**○還付方法関係**

- ・電子納付して無駄になった手数料は、自動で還付されるようになってほしい。法務局で時間外でも受け取れるシステムがあってほしい。(司法書士/問4(3))

**(問4(5)：登記事項証明書等(商業・法人)に対するより使いやすくするための意見等)**

**○納付方法関係**

- ・登記情報提供サービスのように月毎にまとめてクレジットカードによる支払等ができる就非常便利である。(司法書士/問4(5))
- ・窓口交付の場合の印紙による手数料納付。(司法書士/問4(5))
- ・受付、納付金額のお知らせが遅い。(調査士/問4(5))

**(問4(6)：登記事項証明書等(成年後見)に対するより使いやすくするための意見等)**

特になし。

**(㊦) その他**

**(問3(2)：制度の利用しやすさに対する回答の理由)**

**○利用時間関係**

- ・申請時間を24時間に延長してほしい。(司法書士/問3(2)・やや満足)
- ・時間外の利用時間拡大を希望。調査士はなかなか事務所にいられない。(調査士/問3(2)・やや満足)
- ・土曜日、日曜日もふくめて24時間稼働を希望します。(調査士/問3(2)・やや満足)
- ・出来れば、365日、24時間利用可能としたいだければより便利になると思います。(調査士/問3(2)・やや満足)

**○請求・証明方法関係**

- ・専用アプリ等で携帯電話からでも請求できると助かります。(調査士／問3(2)・やや満足)
- ・登記完了証のように、電子署名付の証明書を発行して頂きたい。(調査士／問3(2)・やや満足)

#### ○手数料関係等

- ・こちらが必用事項を入力して出力させるだけと考えれば、まだまだ料金が高い。(調査士／問3(2)・やや不満足)

#### (問4(3)：登記事項証明書等(不動産)に対するより使いやすくするための意見等)

##### ○利用時間

- ・稼働時間の拡大。(午前8時から、土曜日午前中など)(調査士／問4(3))
- ・365日、24時間利用できるようにしていただきたい。(調査士／問4(3))
- ・不動産の検索可能時間の延長を希望します。(司法書士／問4(3))

##### ○請求・証明方法関係

- ・スマートフォンで利用できるアプリがあると便利だと思います手数料納付が若干煩雑なので、乙号だけはクレジットカード決済(事前登録)が利用できると便利だと思います。(司法書士／問4(3))
- ・モバイル(スマートフォン)対応の、かんたん請求ホームページを用意してほしい。(調査士／問4(3))
- ・申請と同時請求を認めて欲しい。(司法書士／問4(3))
- ・登記申請の時、同時謄本の手続きが無くなったのを出来る様にしてほしい。(調査士／問4(3))
- ・登記完了証のようにオンライン交付対応が出来ればいいと思う。(調査士／問4(3))
- ・専用用紙を購入すれば、オンラインで登記事項証明が取得できるシステムを。(調査士／問4(3))
- ・交付請求と同時に登記情報もPDFでダウンロードできると良い。(調査士／問4(3))

##### ○手数料関係等

- ・手数料を安くして欲しい。(司法書士／問4(3))
- ・住民票程度に手数料を下げしてほしい。手続き終了までの待ち時間がまちまち。短時間にしてほしい。(司法書士／問4(3))
- ・郵送による交付請求の手数を法務局受取りの交付請求と同じ手数料にしてほしい。依頼者の手前上、最も安い480円の法務局受取りの交付請求となる事が多く、結局最寄りの法務局に行く手間が発生するから。(調査士／問4(3))

#### (問4(5)：登記事項証明書等(商業・法人)に対するより使いやすくするための意見等)

##### ○利用時間関係

- ・利用時間の拡大。土曜日の実施。(調査士／問4(5))
- ・土日祝日も使用できて、24時間使用できると便利です。(調査士／問4(5))
- ・法人の検索可能時間の延長を希望します。(司法書士／問4(5))

##### ○請求・証明方法関係

- ・申請と同時請求を認めて欲しい。(司法書士／問4(5))
- ・交付請求と同時に登記情報もPDFでダウンロードできると良い。(調査士／問4(5))
- ・申請用総合ソフトの更新が多く煩わしい。申請事件一覧画面の字が小さく見づらい。(調査士／問4(5))

○手数料等

- ・利用料金の更なる値下げ。(司法書士／問4(5))

(問4(6)：登記事項証明書等(成年後見)に対するより使いやすくするための意見等)

○手数料等

- ・利用料の引き下げ。(司法書士／問4(6))

ウ オンラインによる登記申請(問3(3), 問4(2)(4))

(ア) 操作性の低さや機能の少なさに関する意見

(問3(3)：制度の利用しやすさに対する回答の理由)

○申請方法関係

- ・登記原因証明情報の添付漏れの取扱い等改善している。事務所で経過をみられるのは助かっている。外字次第では紙申請しないといけないときもあるので、登記統一文字の種類をもっと増やしてほしい。(司法書士／問3(3)・やや満足)
- ・プログラムの不完全さ登記識別情報の入力文字が全角なのか半角なのか予め明示されていないので、全部打ち込んだ後で再度やり直すことになったり、申請様式一覧選択画面に所有権登記名義人住所氏名更正登記に対応できる申請様式がない(「更正後の事項」の項目が無く、その他の事項欄にやむなく入力した)。同様に根抵当権移転の様式はあるが抵当権移転の様式も無く対応に悩んでしまった。所有権保存登記において、入力を終えた後申請年月日をカレンダー入力したとたんに根拠条文(例えば法第74条第1項○号)が消えてしまい、再度打ち直した。(司法書士／問3(3)・不満足)
- ・土地地目変更・地積更正分筆登記棟の3件以上の登記申請を行えるようにしていただきたい。(調査士／問3(3)・やや満足)

○進捗管理関係

- ・処理の進捗が分かるようにしてほしい。(司法書士／問3(3)・やや満足)
- ・処理状況について、調査中・○月○日実地調査予定・調査済・校合中などの状況が分かると助かります。原本証明についてが完全オンラインの課題と思います。(調査士／問3(3)・やや満足)

○訂正・取下・その他

- ・申請後、すぐに簡単な間違いに気づいても、こちらだけで、すぐに取り下げできない。(司法書士／問3(3)・やや満足)
- ・申請直後に申請情報の軽微な入力ミスに気づいてもその都度事情を説明して補正通知を促さなければならない。登記完了証の交付方法の変更など補正できないものもある。(司法書士／問3(3)・やや満足)

(問4(2)：登記申請(不動産)に対するより使いやすくするための意見等)

○申請方法関係

- ・土地地目変更・地積更正分筆登記等の3件以上の登記申請を行えるようにしていただきたい。(調査士／問4(2))
- ・物件入力について、地目、地積等の詳細情報も自動入力にいただきたい。登記完了証は不要と思います。(司法書士／問4(2))
- ・オンライン検索入力の時、所在、地番のみでなく、地目、地積も表記してほしい。建物の場合は、種類、構造、床面積。(調査士／問4(2))
- ・法務省の申請用総合ソフトで利用していますが、申請書の不動産の表示は、検索し所在や地番はデータを転記できますが、地目や地積、建物では附属建物などの情報はすべて打ち込まなければなりません。すべて転記できるといいです。また、

申請書に打ち込んだ物件の順番を自由に入れ替えれるように改良してもらいたい  
です。(司法書士／問4(2))

- ・「不動産の表示」欄の入力で、物件情報直接入力の際に、所在を入力したあと不動産番号を入力し、その後「指定方法」の所在にチェックを入れると、入力した不動産番号が消えてしまう。この場合も、不動産番号が消えないようにできないか。(調査士／問4(2))
- ・会社法人等番号の検索機能で、会社等の代表者も出力してもらいたい。申請用総合ソフトの入力補助機能や単語登録等を充実し、簡易入力できるようにしてもらいたい。分筆関係で、複数の登記の目的を入力すると、分筆新地のエラーがでるのをどうにかしてもらいたい。(調査士／問4(2))
- ・物件の特定(大量物件だと都度物件検索するのが大変)。(司法書士／問4(2))
- ・同一の町であっても字が異なる際に、直前に請求した字違いの物件データを再利用できず最初から不動産の検索を行わなければならない、その点の改善ができないか。(以前のシステムではできていた記憶がある)・登記原因証明情報の補正が原則許されず、却下となることがオンライン利用の大きなリスクと感じる。(司法書士／問4(2))
- ・外字を充実させる。登記識別情報の書面提供が認められればありがたい。(司法書士／問4(2))
- ・申請用総合ソフトで不動産の表示欄に物件を挿入できる機能を追加して欲しい。(司法書士／問4(2))
- ・登記識別情報が大量になるとき入力が面倒。特例でコピーを持参する方法も認めてくれれば使いやすい。(司法書士／問4(2))
- ・課税価額の欄に数値を入力すると、登録免許税が自動計算されるような機能があればいいのでは。(司法書士／問4(2))
- ・分筆の際の新しい地番を自動入力できるようにしてほしい。(調査士／問4(2))
- ・全角も半角も対応できるようにしてもらいたい。(調査士／問4(2))
- ・登記申請総合ソフトの操作性の向上に努めるべき。半角全角の修正など、登記情報提供サービスでは自動修正されるのにこちらではエラーだけ出して手動修正を求められる。
- ・申請内容や記載誤りでエラーが出るシステムを。(調査士／問4(2))

#### ○添付情報関係

- ・区分建物一括申請において建物図面のファイル名を建物番号でもいいようにしてほしい。(調査士／問4(2))
- ・添付のデータが容量を無制限にして欲しい。(調査士／問4(2))
- ・地積測量図、建物図面をTIFFで添付する際の命名規則を「sokuryouzu##」⇒「sokuryouzu####」のように4ケタに改善してほしい。区分建物登記や地図整備事業などで図面を大量に持ち込む際2ケタでは管理が非常に難しく、オンラインによる申請を断念するケースもあると聞いています。(調査士／問4(2))
- ・添付ファイルの上限サイズをもう少し上げてほしい。添付ファイルごとに電子署名するのではなく、一括して署名できるシステムにしてほしい。(調査士／問4(2))

#### ○進捗管理関係

- ・登記申請後のメール通知にて、受付番号の通知があると便利。(司法書士／問4(2))
- ・登記が完了するとメールが送られてくるが、申請番号しか記載されていないので

外出先でメールを受けても誰の何の登記が完了したのか分からない。メールに申請人名と登記の目的を記載してもらいたい。・登記の申請で申請先登記所を入力するが、希に違う法務局を入力することがあるので、申請地の所在から管轄法務局は分かるとおもうので自動で入力できるようにして欲しい。(調査士/問4(2))

#### ○訂正・取下・その他

- ・登記申請情報の作成中、別ウィンドウでプレビューを見られるように改良していただきたい。ある程度の経験年数がある司法書士は紙申請に慣れているため、申請情報チェックにも紙の申請書と似たようなスタイルの表示を見ながらチェックできるほうが、間違いも少なくなると感じている。今は、いったん保存してから一覧の事件をダブルクリックしてブラウザを開かなければ、前記のようなスタイルでのチェックができない。(司法書士/問4(2))
- ・オンライン申請直後に申請情報の誤りに気付いたが、補正情報を発出できるのは添付書類一式の提出後だということで、結局窓口まで行き、それから事務所に戻ってオンライン補正をしたことがあった。誤らないことが大前提ではあるが、審査前に自主的に申請情報の訂正ができたなら双方に負担がかからず便利だと思う。(司法書士/問4(2))

#### (問4(4)：登記申請(商業・法人)に対するより使いやすくするための意見等)

##### ○申請方法関係

- ・会社法人情報を取得する際に法人を検索する場合、検索しても出てこない場合が多いので改善してほしいと思います。(司法書士/問4(4))
- ・読み仮名で検索できないことがある。(司法書士/問4(4))
- ・たまに、極めて長い「目的」などがあるので、既登記の登記内容を移記できるシステムがあると有難い(ほんの一部しか変更しないのに、全部打たなければいけないから、別のところをつまらない間違いをしかねない)。(司法書士/問4(4))
- ・オンライン申請システムのさらなる利便性の向上別紙記載の例につき、一つを選択した後、別の選択をすると、前に記載していたものが消えてしまうため、使い勝手が悪いと感じる。(司法書士/問4(4))
- ・別紙(登記すべき事項)の雛形をもっと増やして欲しい。(司法書士/問4(4))

##### ○訂正・取下・その他

- ・オンライン申請するうえで確認したいことをメール質問等できると助かります。(司法書士/問4(4))

#### (イ) 添付書類の提出に関する意見

##### (問3(3)：制度の利用しやすさに対する回答の理由)

##### ○特則・特例関係

- ・オンライン申請は、登記原因証明情報をPDFで送信し、更に、原本を持参又は郵送しなければならないが、紙申請と比べ、負担が多い。出来る限り速やかに、オンライン申請の資格者代理人方式を実施していただきたい。(司法書士/問3(3)・やや不満足)
- ・半ラインのため、添付書類を持参又は郵送による二度手間になっている。(司法書士/問3(3)・やや不満足)
- ・法定添付書類について、原本提示のため登記所に行くか郵送しなければならない。(調査士/問3(3)・やや不満足)
- ・完全なオンライン申請になっていない。原本を送らなければならないのでは、意味がない。自分は特例方式でしかやっていない。(調査士/問3(3)・不満足)

- ・添付書類は、ほとんど令13条扱いであり、原本が提示省略できるものが極めて少ない点。(調査士/問3(3)・不満足)
- ・現行では添付書類の原本提示や委任状の提出の必要があり郵送や直接登記所に赴いて提供しているが調査士が電子署名した書類は原本と相違ないものとして完全にオンライン化してほしい。(調査士/問3(3)・やや不満足)
- ・完了通知が便利。しかし委任状等持参する必要があるのが面倒。(調査士/問3(3)・やや満足)

#### ○法務局の体制関係

- ・添付情報の電子化を積極的に行っているが、法務局では「筆界確認図面の朱線位置が分からない」とか「調査報告書の添付写真画像が(モノクロになるので)見にくい」からカラーコピーを提出してほしいといわれることがある。何のためのオンライン申請かよくわからない。図面ファイルの命名規則により100種類のファイル名しかつけないことができず、区分建物や開発地の分筆登記の際の図面の作成や情報の添付に支障をきたす場合がある。(調査士/問3(3)・不満足)
- ・法務局のハードの部分の整備も進めて、原寸カラーで印刷できるようにし、ディスプレイも大型にしてほしい。(調査士/問3(3)・不満足)
- ・添付書類の中で、一枚でも原本提出が求められれば、結局は登記所に赴くことになり、紙申請と同じである。登記所にカラープリンターの設置がないとして、オンラインで写真を添付しても、紙カラー写真の提出を求められる。(調査士/問3(3)・不満足)
- ・法務局側に、A3プリンター及びカラープリンターの設備がないため、オンライン申請に添付した情報の一部をさらに紙に打ち出して法務局へ提出するよう求められており、二重の事務処理を行っている部分がある。(調査士/問3(3)・やや不満足)

#### ○その他

- ・遠隔地の申請では便利。万一補正等が必要となったとき、添付書類については法務局に出向いて対応し、申請書等は事務所のパソコンから操作せねばならず、一人の事務所の場合、法務局と事務所が離れているために業務時間内の対応が困難なケースがある。申請書等について紙での補正も選択できるとなれば画期的に利用者が増えると考えます。(司法書士/問3(3)・やや不満足)

#### (問4(2)：登記申請(不動産)に対するより使いやすくするための意見等)

##### ○特則・特例関係

- ・登記原因証明情報について、PDF特例方式ではなく、「持参」方式可能とする。(司法書士/問4(2))
- ・司法書士等資格者が申請の場合、申請書のみの送信で、識別情報・登記原因証明情報等の添付書類は完全に持参提供等で可能になれば利用しやすいです。(司法書士/問4(2))
- ・全ての添付書面をオンラインでのみ送信することで可とし、かつ申請代理人の電子署名のみで済むようにしていただきたい。(司法書士/問4(2))
- ・原本確認と特例書類の持参の省略化を希望いたします。(調査士/問4(2))
- ・特例別送での、建築確認通知書のなかで提供する資料の具体的な扱いを統一して欲しい。(調査士/問4(2))

#### (問4(4)：登記申請(商業・法人)に対するより使いやすくするための意見等)

##### ○特則・特例関係

- ・添付書類の原本提出を省略する。(司法書士/問4(4))

- ・添付情報の原本還付について、登記完了を待たずに原本を返送していただきたい。  
(司法書士／問4(4))

**(ウ) 利用時間や登記完了に関する意見**

**(問3(3)：制度の利用しやすさに対する回答の理由)**

**○受付時間関係**

- ・土日や平日の時間外でも受付のみでもなされれば更によいが難しいか？(調査士／問3(3)・やや満足)
- ・受付番号が発行されるのが17時15分くらいまでなので、申請の受付が出来る21時まで受付番号の発行をしてほしい。(調査士／問3(3)・やや満足)

**○申請・アクセス時間関係**

- ・送信できる平日の時間が限られていること、土日は送信できないことを不便に思います。(司法書士／問3(3)・やや満足)
- ・365日24時間の申請対応をお願いしたい。自動ログインの対応。(調査士／問3(3)・やや不満足)
- ・夜間や土日祝日にアクセスできない点。また、関連して、戸籍統一文字情報システムも平日日中しかアクセスできないことも問題。(司法書士／問3(3)・やや不満足)
- ・申請用総合ソフトについて、物件情報取得や外字検索が時間外だと出来ないのが不便です。土日や早朝深夜に申請したいとは思いますが、申請の準備くらい出来たらいいのにとおもいます。(調査士／問3(3)・やや満足)

**(問4(2)：登記申請(不動産)に対するより使いやすくするための意見等)**

**○受付時間関係**

- ・24時間受け付け。受付番号の即時発番。(調査士／問4(2))

**○申請・アクセス時間関係**

- ・登記の申請の受付時間は現行通り(8時30分から17時15分)でもよいですが、登記・供託オンライン申請システムの利用時間は平日土日祝日問わず24時間対応にしていきたい。(司法書士／問4(2))
- ・午前の利用開始を8時からとか早めていただけないでしょうか。(調査士／問4(2))
- ・出来れば、365日、24時間利用可能としていただければより便利になると思います。(調査士／問4(2))
- ・申請時間の拡大(21時から24時や土曜日曜)と受付番号の交付時間拡大。(調査士／問4(2))

**○登記完了証関係**

- ・登記完了証は、外字を他の文字と同じ大きさで印字して頂きたい。登記委任者側は、他の文字と大きさが特に異なるため、違和感を感じる。当該文字につき、司法書士のオンライン申請ミスと思われぬか不安である。(司法書士／問4(2))
- ・登記完了後に添付書類等を郵送で返却する際、いつ発送したか、郵便局の追跡番号は何番かを表示できるようにしてもらいたい。(司法書士／問4(2))

**(問4(4)：登記申請(商業・法人)に対するより使いやすくするための意見等)**

**○申請・アクセス時間関係**

- ・登記の申請の受付時間は現行通り(8時30分から17時15分)でもよいですが、登記・供託オンライン申請システムの利用時間は平日土日祝日問わず24時間対応にしていきたい。(司法書士／問4(4))
- ・会社法人等番号の検索を24時間、365日利用可能にしていきたい。(司

法書士／問 4 (4))

(エ) 登録免許税に関する意見

(問 3 (3) : 制度の利用しやすさに対する回答の理由)

○納付関係

- ・複数事件を同時に申請する際に、登録免許税の一括納付（電子納付）ができると更に良いです。（司法書士／問 3 (3) ・やや満足）
- ・連件の場合、電子納付を一括でできるようにしてほしい。（司法書士／問 4 (2)）

○還付関係

- ・登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の手続き煩雑。（司法書士／問 3 (3) ・やや満足）
- ・登録免許税の補正等で返還してもらう際、とても面倒なため。（調査士／問 3 (3) ・やや不満足）
- ・登録免許税の還付請求が申請代理人だけで簡便にできないものでしょうか。（調査士／問 3 (3) ・やや満足）

(問 4 (2) : 登記申請（不動産）に対するより使いやすくするための意見等）

○納付関係

- ・連件の場合、電子納付を一括でできるようにしてほしい。（司法書士／問 4 (2)）
- ・複数申請分の免許税をまとめて 1 回の手続きで支払う事ができればなおいい。（司法書士／問 4 (2)）

○還付関係

- ・登録免許税の還付金代理受領手続きを見直してもらいたい。（司法書士／問 4 (2)）
- ・取り下げた場合、電子納付の場合は還付しなければならないが、印紙納付と同様、他の登記申請に使えるとよい。（司法書士／問 4 (2)）

○その他

- ・登記事項証明書のように、オンライン申請の場合に登録免許税の割引があれば促進するのではと思う。（調査士／問 4 (2)）

(問 4 (4) : 登記申請（商業・法人）に対するより使いやすくするための意見等）

○還付関係

- ・登録免許税の還付金代理受領の方法を見直してほしい。（司法書士／問 4 (4)）

○その他

- ・オンライン申請の場合の減税。（司法書士／問 4 (4)）

(オ) その他

(問 3 (3) : 制度の利用しやすさに対する回答の理由)

○取下・補正関係

- ・登記原因証明情報に些細なミスがあっても取下げの危険があり、複雑な事案では怖くて利用できない。（司法書士／問 3 (3) ・不満足）
- ・物件多数の際の識別情報の入力など、負担が大きい場合がある。（司法書士／問 3 (3) ・やや不満足）
- ・全体的には満足しているが、登記原因証明情報に補正事項あるための取り下げについてのみ苦慮している。（司法書士／問 3 (3) ・やや満足）
- ・不動産権利の登記のpdf添付忘れ、及び誤りの場合の補正不可の取り扱いは非常にストレス。不動産の価格が低いため、オンラインにて申請しているが、これが大きな金額の取り扱いになったら、報酬の割にリスクが大きくなり、オンライン申請は行わないと思う。（司法書士／問 3 (3) ・不満足）
- ・登記原因証明情報の補正ができないのはおかしい。オンライン申請利用度を上げ

てほしいと言われるので利用しているが、それなら書面申請では補正できる登記原因証明情報を補正できるようにするべきだ。(司法書士/問3(3)・不満足)

- ・登記原因証明情報の補正について、法務局の運用が一定していない。(司法書士/問3(3)・やや満足)

#### ○添付情報関係

- ・地積測量図や建物図面など図面類について、CADデータやPDFデータの添付を認めて欲しい。(調査士/問3(3)・やや満足)
- ・現在の容量は10MBですが、40MB以上に早くしていただきたい。(調査士/問3(3)・やや満足)
- ・今の容量では、特に土地に係る申請の場合、調査報告書の細かい写真が出せません、容量の増加を望みます。(調査士/問3(3)・利用していない)
- ・申請情報、図面情報、添付情報(図面情報を除く)に各別の方式で電子署名をする必要があり、非常に面倒。パソコンを変更する場合の設定も複雑になり、オンライン申請普及の阻害要因にもなっている。(調査士/問3(3)・不満足)

#### ○申請対象関係

- ・申請以外の申出(例:建物滅失登記申出)もオンラインによる登記申請ができれば、なお良い。(調査士/問3(3)・やや満足)
- ・地積更正絡みの申出以外も(単独の地図訂正申出、建物滅失申出等)オンラインで出来れば…。(調査士/問3(3)・やや満足)

#### ○その他

- ・大変便利であるが、システムの更新が頻繁にあり操作に付き不安を感じることも多々ある。(調査士/問3(3)・やや満足)
- ・申請書の様式も充実しており、非常に助かっておりますがアップデートで度々仕様変更されており、その点の周知が不十分であるように感じます。突然署名ができなくなったりすると業務に支障が出ることもありました。(調査士/問3(3)・やや満足)
- ・申請システムについて特に不満な点は無いが、担保権の設定の時に金融機関によっては、押印のある受理証明を欲しいという要望があるため、オンライン申請の場合でも、押印のある受理証明を発行する取り扱いは出来ないか。(司法書士/問3(3)・やや満足)
- ・受付番号、年月日の情報通知が遅く、翌日の夕方になり結局、書面申請の方が早い。(調査士/問3(3)・やや不満足)
- ・オンライン申請を優先的に処理するなど、紙申請に対してのインセンティブを付けて欲しい。(調査士/問3(3)・やや不満足)

#### (問4(2):登記申請(不動産)に対するより使いやすくするための意見等)

#### ○取下・補正関係

- ・登記原因証明情報のPDFの補正の問題を柔軟にして欲しい。(司法書士/問4(2))
- ・原因証明情報及びPDFの補正については、不正登記の防止の目的が達成される限り、書き間違いや記載もれなどの補正対応はさらに柔軟にしてほしい。(司法書士/問4(2))
- ・登記原因証明書情報をPDF化し、添付したPDFと送付したPDFに相違がある場合は即、却下の扱いになる取扱いに対しかなり抵抗感がある。不正な登記の申請を防ぐために用意された手続きではありますが、資格者代理人がオンラインで登記をする場合はPDFを添付しなくても登記の受付がされるような手続きに

なればオンライン申請率はアップすると思う。当然、不正な登記の申請であることが分かれば即刻、懲戒の扱いでもよいと思う。オンライン申請に対する補正の対応が厳格すぎるため紙申請と同程度の補正の扱いをお願いしたい。(司法書士／問4(2))

#### ○添付情報関係

- ・添付情報をすべて(調査士を信用して)PDF添付にて、100%オンライン申請に出来る環境とすべきである。(調査士／問4(2))
- ・代理権限証明情報も含む添付書類の原本提示省略の完全化を望む。(資格者代理人に限ることを条件に)(調査士／問4(2))
- ・資格者代理人が電子署名した書類は全て原本提示不要にしてほしい。(調査士／問4(2))
- ・資格者代理人方式の早期実現(法務局への原本提示の省略)。(調査士／問4(2))
- ・法務局側で添付情報をカラーで出力出来ない問題は将来何とかならないでしょうか。現状、写真等はオンラインでも送っていますが紙でも出力して提出しています。せっかくオンライン申請する以上、紙での提出はしたくないのが本音です。(調査士／問4(2))
- ・現行では添付書類の原本提示や委任状の提出の必要があり郵送や直接登記所に赴いて提供しているが調査士が電子署名した書類は原本と相違ないものとして完全にオンライン化してほしい。(調査士／問4(2))

#### ○申請対象関係

- ・事故簿の物件についてオンライン申請できるようにしてほしい。(司法書士／問4(2))
- ・建物滅失申出などの手続きが可能になるように希望する。(調査士／問4(2))

#### ○その他

- ・夕方の時間外に申請すると受付番号(受付日)が翌日の朝一になる取扱に不満があります。せめて21時まで当日の受付番号がでると非常に便利です。現在の受付時間だと登記申請の準備時間を考慮しなければならず売買取引や融資実行できる時間帯に制限があります。つまり午後の取引にはリスクが発生します。21時まで当日受付番号が出るならば、取引の時間が自由になり、経済活動が活発になります。また、会社員が不動産取引する際に休みを取る必要がなくなります。銀行は営業時間を延ばしたり、ローンプラザでは土日祝日もオープンしています。オンラインで受け付けた登記の受付日が翌日扱いではなく、当日の日付が入るだけで経済活動の自由度が格段にアップします。(司法書士／問4(2))
- ・オンライン申請するうえで確認したいことをメール質問等できると助かります。もちろん重要な案件は、登記官と事前に打ち合わせもしていますが、そこまでではないような簡単な質問については、メールでもいいかなと思います。(司法書士／問4(2))
- ・ある申請情報の作成を完了した後に、システムの更新、バージョンアップがされると、それが原因で申請時にエラーがでることがあるので、別途編集作業を行わなくても、旧様式で作成した申請情報についても同時に自動更新されるようにしてもらいたい。(司法書士／問4(2))
- ・できることなら、以前のように申請時に完了書と併せ、謄本、公図等申請できればさらに便利である。(調査士／問4(2))

(問4(4)：登記申請(商業・法人)に対するより使いやすくするための意見等)

#### ○添付情報

- ・オンライン申請の資格代理方式を商業登記で早期導入して欲しい。共同申請が原則の不動産登記，また会社の代表が申請人となる商業登記の方が資格代理人方式に親和性がある。印鑑証明書を添付書類として要求されない申請に限ると多くの司法書士がすぐ導入すると思います。根拠は，商業法人登記のオンライン申請利用率，書類申請よりオンライン申請の方が格段に利便性が高い。(司法書士／問4(4))
- ・現在考えられている不動産登記の資格者代理人制度の申請方法を商業・法人登記にも適用すべきであると思います。(司法書士／問4(4))

#### ○その他

- ・定款認証の完全オンライン化。公証役場に行かなくても電子定款が取得できれば便利。(司法書士／問4(4))

## 登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート

### 1 目的

国の行政手続については、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者連絡会議決定。以下「改善方針」という。)において、オンライン手続の利便性向上を図り、利便性の高い電子行政サービスを提供するものとされています。

当省が所管する登記手続は、改善方針において改善促進手続と位置付けられ、特に、オンライン手続の利便性向上に計画的に取り組むものとされたことから、平成26年10月、利用者の満足度を始めとした評価指標等を明記した「法務省改善取組計画」を策定したところです。

同計画については、デジタル・ガバメント推進方針(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)において、「既にオンライン利用可能な手続に関しては、更に利便性・利用率向上に向け、更なる取組を推進する。」とされていることから、引き続き、登記手続のオンライン利用に係る利用者の満足度及び意見・要望を把握し、オンライン手続の更なる利便性向上に取り組むため、手続の主な利用者である資格者代理人に対し、アンケートを実施するものです。

### 2 期間等

平成30年2月9日(金)までに、法務省民事局民事第二課宛て御提出ください。

### 3 対象

- ・全国の司法書士会からそれぞれ6人に依頼(300人)
- ・全国の土地家屋調査士会からそれぞれ6人に依頼(300人)

### 4 アンケート

以下の問をお読みいただき、水色セルに回答を御記入ください。

問1 あなたの年齢を教えてください。
1 20代 2 30代 3 40代 4 50代 5 60代以上
<input type="text"/>

問2 あなたのオンライン申請等の利用頻度(申請等件数のうちオンライン申請等の割合)を教えてください。
(1) 登記事項証明書等の交付請求
1 80%以上 2 80%未満60%以上 3 60%未満40%以上 4 40%未満20%以上
5 20%未満
<input type="text"/>
(2) 登記申請
1 80%以上 2 80%未満60%以上 3 60%未満40%以上 4 40%未満20%以上
5 20%未満
<input type="text"/>

問3 以下の制度についてどのように感じていますか。
(1) 登記情報提供サービス
インターネットを利用して、最新の登記記録を閲覧することができますが、この制度の利用のしやすさについてどのように感じていますか(手数料の点を除く。)
1 満足 2 やや満足 3 やや不満足 4 不満足 5 利用していない
<input type="text"/>
上記のお答えの理由を簡潔にお書きください。
<input type="text"/>
(2) オンラインによる登記事項証明書等の交付請求
インターネットを利用して、登記所に赴くことなく登記事項証明書等の交付を請求することができますが、この制度の利用のしやすさについてどのように感じていますか(手数料の点を除く。)
1 満足 2 やや満足 3 やや不満足 4 不満足 5 利用していない
<input type="text"/>
上記のお答えの理由を簡潔にお書きください。
<input type="text"/>

(3) オンラインによる登記申請

インターネットを利用して、登記所に赴くことなく登記申請を行うことができますが、この制度の利用のしやすさについてどのように感じていますか。

1 満足 2 やや満足 3 やや不満足 4 不満足 5 利用していない

上記のお答えの理由を簡潔にお書きください。

問4 オンラインによる以下の制度について、より使いやすい手続にするための御意見等がありましたらお書きください。

(1) 登記情報提供サービス

(2) 不動産登記の申請

(3) 不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求

(4) 商業・法人登記の申請

(5) 商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求

(6) 成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求

## 集 計 結 果

(土地家屋調査士会)

問3 以下の制度についてどのように感じていますか。

### (1) 登記情報提供サービス

インターネットを利用して、最新の登記記録を閲覧することができますが、この制度の利用のしやすさについてどのように感じていますか(手数料の点を除く。)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
回答数	118	139	33	7	3		300

#### ①年齢別内訳

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 20代	1						1
2 30代	13	13	2	1			29
3 40代	48	42	15	4			109
4 50代	36	57	12	1	2		108
5 60代	20	27	4	1	1		53
無回答							
総計	118	139	33	7	3		300

#### ②オンライン申請等の利用頻度別内訳((1)登記事項証明書等の交付請求)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 80%以上	89	96	23	4			212
2 80%未満60%以上	2	3	1		1		7
3 60%未満40%以上	1	7		1			9
4 40%未満20%以上	1	3	1				5
5 20%未満	25	30	8	2	2		67
無回答							
総計	118	139	33	7	3		300

#### ③オンライン申請等の利用頻度別内訳((2) 登記申請)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 80%以上	95	115	25	6	1		242
2 80%未満60%以上	2	5	1				8
3 60%未満40%以上	4	2					6
4 40%未満20%以上	1	4	1				6
5 20%未満	16	13	6	1	2		38
無回答							
総計	118	139	33	7	3		300

(2) オンラインによる登記事項証明書等の交付請求

インターネットを利用して、登記所に赴くことなく登記事項証明書等の交付を請求することができますが、この制度の利用のしやすさについてどのように感じていますか(手数料の点を除く。)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
回答数	105	98	26	13	58		300

①年齢別内訳

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 20代		1					1
2 30代	11	8	1	2	7		29
3 40代	34	38	9	6	22		109
4 50代	39	35	11	2	21		108
5 60代	21	16	5	3	8		53
無回答							
総計	105	98	26	13	58		300

②オンライン申請等の利用頻度別内訳((1)登記事項証明書等の交付請求)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 80%以上	98	84	21	3	6		212
2 80%未満60%以上	1	4	1		1		7
3 60%未満40%以上	1	4	3	1			9
4 40%未満20%以上	1	2	1		1		5
5 20%未満	4	4		9	50		67
無回答							
総計	105	98	26	13	58		300

③オンライン申請等の利用頻度別内訳((2)登記申請)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 80%以上	92	84	22	10	34		242
2 80%未満60%以上	1	4	2		1		8
3 60%未満40%以上	3	1			2		6
4 40%未満20%以上	1	2			3		6
5 20%未満	8	7	2	3	18		38
無回答							
総計	105	98	26	13	58		300

(3) オンラインによる登記申請

インターネットを利用して、登記所に赴くことなく登記申請を行うことができますが、この制度の利用のしやすさについてどのように感じていますか。

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
回答数	77	126	48	16	33		300

①年齢別内訳

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 20代	1						1
2 30代	9	14	3		3		29
3 40代	30	44	19	7	9		109
4 50代	25	47	19	6	11		108
5 60代	12	21	7	3	10		53
無回答							
総計	77	126	48	16	33		300

②オンライン申請等の利用頻度別内訳((1)登記事項証明書等の交付請求)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 80%以上	57	96	39	8	12		212
2 80%未満60%以上		4		1	2		7
3 60%未満40%以上	3	4		2			9
4 40%未満20%以上	1	3	1				5
5 20%未満	16	19	8	5	19		67
無回答							
総計	77	126	48	16	33		300

③オンライン申請等の利用頻度別内訳((2) 登記申請)

	1 満足	2 やや満足	3 やや不満足	4 不満足	5 利用していない	無回答	総計
1 80%以上	75	116	37	12	2		242
2 80%未満60%以上	1	3	3	1			8
3 60%未満40%以上		3	3				6
4 40%未満20%以上	1	2	3				6
5 20%未満		2	2	3	31		38
無回答							
総計	77	126	48	16	33		300